

当社企業年金の運用におけるアセットオーナー・プリンシプルの受入れの表明について

大樹生命保険株式会社（以下「当社」）は、2024 年 11 月 14 日に、アセットオーナー・プリンシプルを受け入れる旨を表明しており、引き続き、ご契約者の最善の利益を追求する中で、アセットオーナーとしての責任を果たしていくことに努めております。

※大樹生命アセットオーナー・プリンシプルの受入れの表明について

https://www.taiju-life.co.jp/corporate/news/pdf/20241114_1.pdf

また、当社は、2003 年以前に退職された方を対象とした企業年金として、閉鎖型確定給付企業年金（以下、「当社企業年金」）を実施しており、最終受益者である受給者に対する給付の支払いを将来にわたり確実に行うため、資産運用に取り組んでいます。今般、当社企業年金としても、当プリンシプルの趣旨に賛同し、受け入れることを表明するとともに、引き続き、受給者の最善の利益を追求するなかで、アセットオーナーとしての責任を果たしていくことに努めてまいります。

■当社企業年金の運用におけるアセットオーナー・プリンシプルの各原則への対応

次頁以降をご参照ください。

※当プリンシプルの全文については内閣官房のホームページをご参照ください。

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/pdf/assetownerprinciples.pdf

以 上

当社企業年金の運用におけるアセットオーナー・プリンシプルの各原則の取組み

原則 1	アセットオーナーは、受益者等の最善の利益を勘案し、何のために運用を行うのかという運用目的を定め、適切な手続に基づく意思決定の下、経済・金融環境等を踏まえつつ、運用目的に合った運用目標及び運用方針を定めるべきである。また、これらは状況変化に応じて適切に見直すべきである。
------	--

当社企業年金は、確定給付企業年金法等に基づき、運用の目的、運用目標、および基本ポートフォリオ等を定めた運用基本方針を策定しています。これに基づき、受給者に対する給付の支払いを将来にわたり確実にを行うため、許容されるリスクの下で、必要とされる総合収益を長期的に確保することを目指し、資産運用に取り組んでいます。

運用基本方針は、運用部門の専門的意見を踏まえ、人事部門が主計部門と定期的に協議を実施し、適切な手続きに基づく意思決定を行っています。また環境変化や年金制度の改正等に応じて、適切に見直しを行います。

原則 2	受益者等の最善の利益を追求する上では、アセットオーナーにおいて専門的知見に基づいて行動することが求められる。そこで、アセットオーナーは、原則 1 の運用目標・運用方針に照らして必要な人材確保などの体制整備を行い、その体制を適切に機能させるとともに、知見の補充・充実のために必要な場合には、外部知見の活用や外部委託を検討すべきである。
------	--

当社企業年金は、受給者の最善の利益のため、原則 1 のとおり意思決定プロセスを整えとともに、必要な人材確保に努める等の体制整備を行います。

専門的知識が必要な場合は、運用部門等に意見を求めるとともに、社外の知見を活用することが必要な事項については、運用委託先を活用します。

原則 3	アセットオーナーは、運用目標の実現のため、運用方針に基づき、自己又は第三者ではなく受益者等の利益の観点から運用方法の選択を適切に行うほか、投資先の分散をはじめとするリスク管理を適切に行うべきである。特に、運用を金融機関等に委託する場合は、利益相反を適切に管理しつつ最適な運用委託先を選定するとともに、定期的な見直しを行うべきである。
------	--

当社企業年金は、運用機関に資産運用を委託しております。受給者の利益の観点から、定期的に運用受託先のモニタリングを実施し、不適当と認められる場合には見直しを行います。運用戦略・運用資産割合については、定期的に検証・見直しを行っています。またリスク管理、及び利益相反の適切な管理においては、運用基本方針に基づき、適切な分散投資を行い、効果的な管理を実施しています。

原則 4	アセットオーナーは、ステークホルダーへの説明責任を果たすため、運用状況についての情報提供（「見える化」）を行い、ステークホルダーとの対話に役立てるべきである。
-------------	---

当社企業年金は、受給者からの運用実績・決算状況等の問い合わせに対し、的確に対応する体制を整備しております。

原則 5	アセットオーナーは、受益者等のために運用目標の実現を図るに当たり、自ら又は運用委託先の行動を通じてスチュワードシップ活動を実施するなど、投資先企業の持続的成長に資するよう必要な工夫をすべきである。
-------------	--

当社企業年金は、運用委託先のスチュワードシップ活動内容について運用報告時に説明を求め、モニタリングを実施します。運用委託先との連携を通じて、投資先企業の持続的成長に資するように取り組んでいます。

以 上